回 覧

令和8年 10 月9日

市民の皆様へ

更生保護法人新潟県保護観察協会
佐渡地区事務局
佐渡地区保護司会長　北見　　巌

令和8年度「愛の協力運動」（新潟県保護観察協会）へのご協力（協力金）のお願い

毎年7月を強調月間として全国一斉に行われております、法務省主唱の“社会を明るくする運動”は、地域住民の理解と協力により、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生を助け、犯罪のない明るい地域社会をつくろうと実施されるもので、本年で76回を迎えました。

ここ佐渡市でも推進委員長（市長　渡辺竜五）を中心に、市内各所でこの運動が展開されますが、更生保護法人新潟県保護観察協会では、本運動に合わせて「愛の協力運動」（新潟県保護観察協会）へのご協力をお願いしております。

皆さまに納めていただいた協力金は、“社会を明るくする運動”をはじめとした犯罪予防活動や罪を犯した人たちの立ち直りを援助する活動を行っている保護司会、更生保護施設や民間ボランティア団体を援助するなどして犯罪、非行のない地域づくりに活用させていただいております。

協力金を納めていただくことは、強制ではなく任意となっておりますが、趣旨にご賛同いただき、本年もこれまでどおりのご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

(1)募集期間	令和8年10月9日（金）　～　令和8年10月30日（金）
(2)協 力 金	1世帯　100円を目安にお願いいたします。 **※あくまで任意のお願いであり、強制するものではありません。**
(3)募集方法	・配布された封筒によりお願いいたします。集落長（常会長・班長）から取りまとめていただき、10月30日（金）までに、畑野市民センターにお届けいただくことになっています。 　また、個人で直接畑野市民センターまでお届けいただける方も10月30日（金）までにお願いいたします。
(4)問い合わせ	佐渡地区保護司会　　電話：57－4567 畑野市民センター　　電話：66－3111（担当：中川・渡部）

裏面もご覧下さい。

新潟県保護観察協会の事業のあらまし

◇更生保護とは

犯罪や非行から社会を守り，安心して暮らせる社会を築くためには，単に取り締まりを強化したり，罪を犯した人たちを罰するだけでは十分ではありません。犯罪や非行を繰り返さないよう立ち直りを図ったり，犯罪を未然に防ぐ働きかけが必要となります。更生保護とは，このように犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを援助したり，犯罪予防のための様々な活動を行うことを言います。

更生保護法人新潟県保護観察協会は，昭和３４年３月法務大臣の認可を得て設立された法人で新潟県内の更生保護に従事・協力する保護司，更生保護女性会，ＢＢＳ会等の民間ボランティアや更生保護施設に活動資金の助成などし，更生保護事業の充実と発展を助け，犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的としています。主な事業として，次のようなものがあります。



保護司会活動への助成

保護司は，法務大臣に委嘱された無給・非常勤の国家公務員です。保護観察官と協働して犯罪者や非行少年の指導にあたります。



更生保護施設への助成

更生保護施設は，刑務所等から釈放された人に対して宿泊や食事の面倒をみたり，就業の援助や生活指導その他の保護をして立ち直りを援助しています。

保護観察対象者等の援護

保護観察中の者の応急な生活援助として金品等の給与を行います。

更生保護に関する調査研究

更生保護法人
新潟県保護観察協会
理事長　花角英世

機関誌「新潟保護観察」の発行

協力雇用主への助成

犯罪や非行歴のある人たちをよく理解して積極的に雇用し，更生に協力しています。

・更生保護大会の開催
・関係機関・団体との連絡協議会の開催
・更生保護団体の連絡協調

更生保護女性会への助成

女性の立場，母親の立場から更生保護に協力し犯罪や非行のない社会を実現しようとする有志女性のボランティア団体です。



ＢＢＳ運動への助成

非行少年や問題少年のよい友達となり兄や姉の立場から少年の立ち直りを助けるとともに非行防止活動等を行う青年のボランティア団体です。



社会を明るくする運動への参加

社会を明るくする運動とは，犯罪予防活動のひとつとして毎年法務省が主唱して行われる運動です。すべての国民が罪を犯したり非行に陥った少年の更生について理解を深め，それぞれの立場においてカを合わせ，犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動で，毎年７月を強調月間として全国各地で様々な運動が展開されます。

“社会を明るくする運動”
【犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ】

“社会を明るくする運動”の行事



街頭パレード


非行問題を話し合う〝ミニ集会〟



講演会



青少年相談